



■ 営利の場合の著作物の利用は、全て著作権者の許諾が必要です。 また、支払いも生じます。（出版社の許諾を要する場合もあります。）

➡ 出版社へ連絡 ➡ 著作権者・出版社（条件交渉の後）の許諾を得る。

■ 下記の場合は、非営利でも著作権者の許諾が必要です。

利用形態	著作の内答等	対応	著作権法
A 1.絵本・紙芝居の拡大使用 (複製を伴う場合) 2.ペーパーサート 3.紙芝居 4.さわる絵本 5.布の絵本 6.エプロンシアター 7.パネルシアター 8.人形劇 9.パワーポイント 10.その他、いかなる形態に おいても絵や文章を 変形して使用すること 11.読み聞かせ動画の配信	<ul style="list-style-type: none">●これらは全て原本に改変を加えて利用(二次的使用)するもので、著作者人格権(同一性保持権、名誉・声望を害されない等)に抵触。著作者の許諾を要す。 <p>絵本等の拡大使用は、出版権に抵触することもあり、出版社の許諾を要する場合がある。</p>	<p>出版社（窓口）へ連絡 ↑↓ 著作権者・出版社の許諾を得る</p>	18~21条 113条6
B 表紙以外の本文画の使用 (ウェブサイト、 ブックリスト等)	<ul style="list-style-type: none">●表紙以外の本文画を使用する場合は、引用にあたる場合を除き著作権者の許諾を要す。 <p>著作権者へ支払いが生ずることもある。</p> <p>★ブックリスト、図書館内のお知らせ、書評等（ウェブサイト上含む）に、表紙そのまま使用する場合は、商品を明示しているものとみなされ慣行上無許諾で使用できる（それ以外の表紙使用は要許諾）。</p> <p>表紙写真に加え、作品名・著作者名(作文・絵・写真など)・出版社名を必ず一体表記すべき。</p>	<p>出版社（窓口）へ連絡 ↑↓ 著作権者の許諾を得る</p>	21条
C その他	<ul style="list-style-type: none">●ウェブサイト、教育委員会・人権団体等のパンフレット等に文章や絵を使用する場合は、引用にあたる場合を除き、著作権者の許諾を要す。 <p>著作権者へ支払いが生ずることもある。</p>	<p>出版社（窓口）へ連絡 ↑↓ 著作権者の許諾を得る</p>	21条